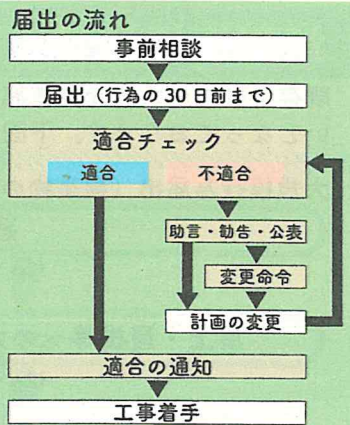


令和4年(2022年) 10月1日から 太陽光発電施設は 景観法による届出が 必要となります



これまで一定の建築行為等（建築物や工作物等の新築、増築、改築、外観の変更等）を行う場合は、景観法第16条に基づく届出が必要でしたが、今回新たに独立して設置される太陽光発電施設についても届出対象に追加されました。各種届出の種類に応じた対象物並びに行為の種類については、熊本市景観計画をご確認ください。



熊本市景観計画

新たに景観法に基づく届出対象となる太陽光発電施設の規模・地区

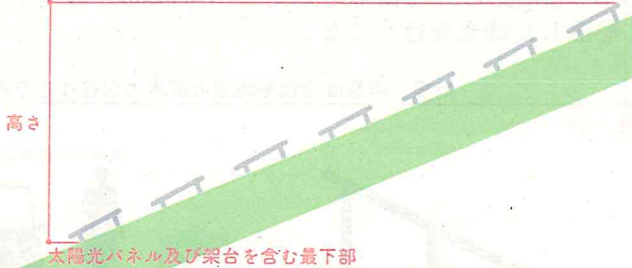
大規模な太陽光発電施設や景観上重要地区で一定規模以上の太陽光発電施設を設置する場合には、景観形成基準（周辺の基調となる景観との調和を図る基準のこと）に適合するよう届出を行っていただくことで、良好な景観形成を誘導します。

対象物 届出種類	太陽光発電施設		
	大規模行為届出	特定施設届出地区行為届出	景観形成地区行為届出
対象範囲・規模	市全域	幹線道路の沿道の区域 (18路線)	熊本空港周辺 (東部環境工場近辺)
対象規模	高さ12m または 土地面積1,000㎡を超えるもの	高さ1.5m または 土地面積100㎡を超えるもの	

届出が必要な規模の考え

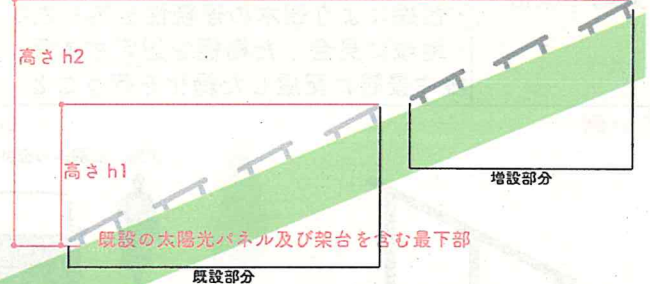
新設する場合の高さの考え方（斜面）

太陽光パネル及び架台を含む最頂部



増設する場合の高さの考え方（斜面）

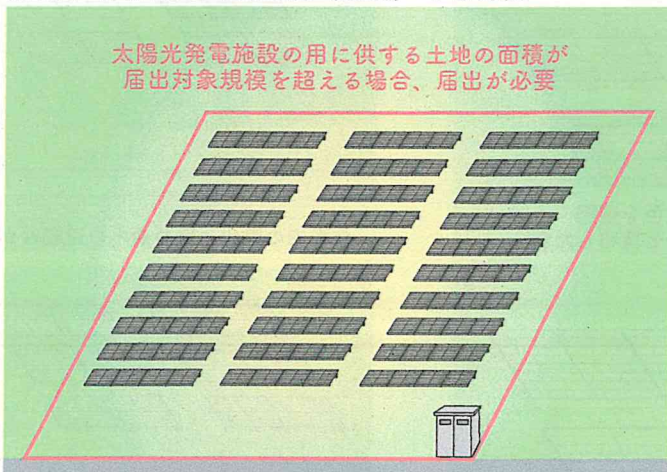
増設する太陽光パネル及び架台を含む最頂部



斜面に設置する場合の高さの取り方は、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さです。増設する場合、右図高さh2が届出対象規模を超える場合は届出対象となります。

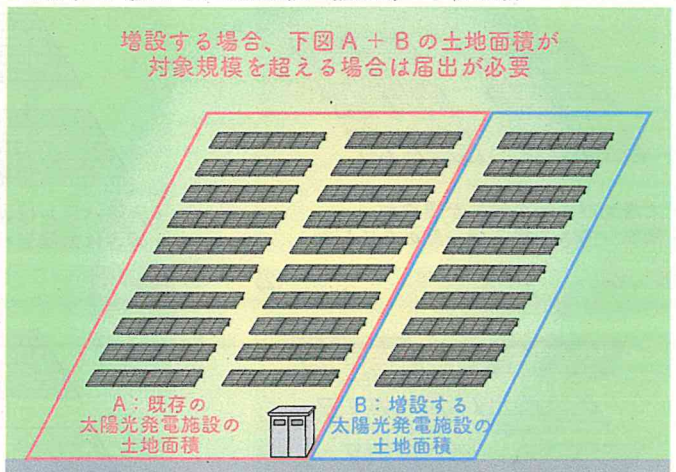
新設する場合の土地面積（敷地）の考え方

太陽光発電施設の用に供する土地の面積が届出対象規模を超える場合、届出が必要



増設する場合の土地面積（敷地）の考え方

増設する場合、下図A+Bの土地面積が対象規模を超える場合は届出が必要

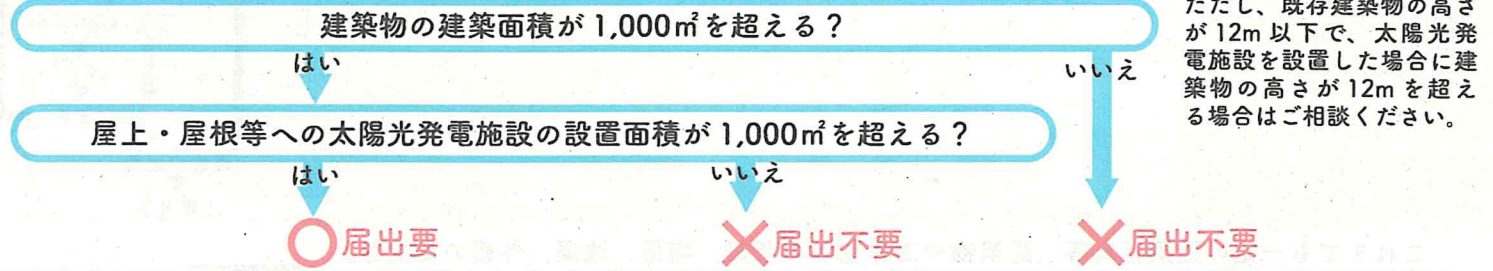


- ・太陽光発電施設を設置する土地面積（敷地）が届出規模を超える場合、届出が必要となります。
- ・土地面積は、太陽光パネルのみの面積だけではなく、太陽光発電施設の付属施設（パワーコンディショナー、電力量計、塀、柵等）及びパネル間隔（メンテナンススペース等）を含めた面積となります。
- ・増設の場合、既存の土地面積に、増設する土地面積を足し合わせた面積が届出対象規模を超えると届出が必要になります。

景観法に基づく届出が必要な規模・地区の考え方（既存建築物に設置する場合）

既存建築物に太陽光発電施設を設置する場合、太陽光発電施設は建築設備にあたるため、「建築物の一部」としての扱いとなっております。下図に示す届出要件となる場合は、「建築物の外観の変更」として、届出をお願いいたします。

大規模行為届出（建築物の外観の変更）の届出の要否の考え方



景観形成基準（太陽光発電施設に関する事項を抜粋）

太陽光発電施設を設置される場合は、下表に関する景観形成基準に基づき景観への配慮をお願いします。

種類	大規模行為届出	景観形成地区行為届出	特定施設届出地区行為届出
① 高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さを抑え、周辺からの突出を避けること 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする 景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること 	
② 形態	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること 		
③ 色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること 太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること 		
④ 敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努めること 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること 伐採により樹木の連続性を無くさないこと 地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の周囲等の緑化に努めること※ 地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと 	※柵、塀等の緑化や周辺の樹木の保存などを示します

